

第8号様式（第8条関係）

世富第655号 - 1
平成30年7月24日

ファナック株式会社
代表取締役副社長 権田 与志広 殿

山梨県知事 後藤 斎

ファナック(株)新サーボモータ部品加工工場建設工事に係る
景観配慮書に対する意見について（送付）

平成30年6月12日付けで送付があった景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

県民生活部世界遺産富士山課 保全管理担当 TEL 055(223)1330

(別紙)

ファナック(株)新サーボモータ部品加工工場建設工事に係る
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：ファナック株式会社
代表者の氏名：代表取締役副社長 権田 与志広
主たる事務所の所在地：山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3,580番地
- (2) 対象事業の名称
ファナック(株)新サーボモータ部品加工工場建設工事
- (3) 対象事業の種類
建築物の新築
- (4) 対象事業の規模
延べ面積55,814.59㎡ (約203.30m × 90.65m 最高高さ23.5m)
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置
山梨県南都留郡山中湖村山中字出口道下 地内

2 意見

(1) 全般的事項

事業者は、景観配慮の手続を通じて景観保全対策を策定するものであり、その結果を踏まえて各種法令による届出等の手続を行うこととなります。このため、景観配慮書に記載した保全措置等を確実に実行できるよう、各種法令を所管する機関とも十分に協議を行ってください。

(2) 個別的事項

事業者は、村道山中4号線からの景観変化は不可避であることから、高木性樹種の植栽など包括的な景観・環境保全措置を図るとしてあります。事業者見解書の提出に当たっては、影響を最小化するための保全措置の内容や当該措置を行うこととした理由を丁寧に記載してください。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書(山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式)により行ってください。